

政府業務継続計画(首都直下地震対策)(平成26年3月28日閣議決定)に基づき、各府省等において業務継続計画の改定を実施。

<現在の改定状況> 7月までに改定 17省庁等
8月中に改定 9府省等
※7月28日現在の見込

<政府業務継続計画(首都直下地震対策)(平成26年3月28日閣議決定)抜粋>

第1章 総則

3 省庁業務継続計画との関係

各府省等は、本計画に基づき、首都直下地震発生時において政府として維持すべき必須の機能である①内閣機能、②被災地域への対応、③金融・経済の安定、④国民の生活基盤の維持、⑤防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに⑥外交関係の処理に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める中央省庁の業務継続計画(以下「省庁業務継続計画」という。)を作成する。

(参考)

政府業務継続に関する評価等有識者会議

各府省等の業務継続計画の実効性を確保するため、評価の項目及び手法等の検討を行うこととし、6月に有識者会議を内閣府に設置。

<委員>

(座長) 大林 厚臣 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
指田 朝久 東京海上日動リスクコンサルティング
上席主席研究員
中林 一樹 明治大学大学院政治経済学研究科特任教授
野口 和彦 横浜国立大学環境情報研究院教授、
三菱総合研究所客員研究員
丸谷 浩明 東北大学災害科学国際研究所教授
吉井 博明 前東京経済大学コミュニケーション学部教授